

第1回 氷川参道歩行者専用化検討協議会

平成26年12月16日（火）午前10時～

大宮区役所南館302会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 出席者紹介等

- (1) 出席者紹介について
- (2) 設置要綱について
- (3) 委員の委嘱について
- (4) 座長の互選について

4. 議 題

- (1) 協議会の目的・趣旨について
- (2) 氷川参道を取り巻く状況について
- (3) 氷川参道の区間別の状況について
- (4) 歩行者専用化に向けての検討状況について
- (5) 今後の進め方について

5. 閉 会

配布資料

資料1 氷川参道歩行者専用化検討協議会 設置要綱・名簿

資料2 氷川参道のこれまでの取り組みと今後の進め方

氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱

(設立)

第1条 氷川参道の歩行者専用化に向けて、意見交換等を行う場として、氷川参道歩行者専用化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本要綱において組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 氷川参道の歩行者専用化の推進に関する事。
- (2) その他歩行者専用化に関し必要な事項。

(委員の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通管理者
- (3) 道路管理者
- (4) 氷川参道沿線自治会
- (5) 地元まちづくり団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、事務の遂行に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年度末日とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の会議の進行をつかさどり、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 協議会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を都市局都心整備部氷川参道対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営、その他に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

氷川参道歩行者専用化検討協議会名簿

No.	役職等		氏名
1	学 識	埼玉大学 理工学研究科 教授	久保田 尚
2		埼玉大学 理工学研究科 助教	小嶋 文
3	交通管理者	埼玉県警察本部 交通規制課長	岩根 忠
4		大宮警察署 交通課長	市川 弘明
5	道路管理者	さいたま市 建設局 北部建設事務所長	飯野 卓
6	沿線 自治会	吉敷町一丁目自治会長	橋本 昭司
7		吉敷町二丁目自治会長	花俣 幸太郎
8		吉敷町三丁目自治会長	本島 紋次郎
9		吉敷町四丁目自治会長	大澤 規郎
10		浅間町一丁目自治会長	秋山 悦男
11		浅間町二丁目自治会長	矢内 桂一郎
12		大門町三丁目自治会長	逸見 裕一
13		仲町三丁目自治会長	山田 雄俊
14		東町一丁目自治会長	塚谷 英一
15		下町明美会長	岡村 保
16	協議会	氷川の杜まちづくり協議会 会長	小峯 政昭
17		副会長	山田 とも子
18		副会長	横山 好之

第1回 氷川参道歩行者専用化検討協議会

～氷川参道のこれまでの取り組みと今後の進め方～

I 協議会の目的・趣旨	1
1.目的	1
2.趣旨	1
3.氷川参道の位置づけ	1
II 氷川参道を取り巻く状況	2
1.氷川参道における交通対策のこれまでの取り組み	2
2.氷川緑道西通線の開通	4
3.交通規制の状況	6
III 氷川参道の区間別の状況	7
1.区間の設定	7
2.区間別の状況	8
3.参道への接道状況	11
IV 歩行者専用化に向けての検討事項	12
1.前提条件と検討事項	12
2.先行実施区間の検討	13
V.今後の進め方	14

平成26年12月16日(火)
さいたま市都市局氷川参道対策室

I. 協議会の目的・趣旨

1. 目的

氷川参道は、本市の総合計画や都市計画マスタープランにおいて、大宮駅周辺における歴史・文化・緑の主軸として位置付けられる道路となっています。

本市では、これまで違法駐車が多かった氷川参道の状況を踏まえ、違法駐車排除や歩行者の安全な通行の確保のため、平成14年から段階的に歩車分離整備を進めてきており、平成21年には、一の鳥居から中央通り区間の歩車分離整備が完了しました。

また、氷川参道は、さいたま新都心と大宮駅東口周辺とを結ぶ軸線として、中長期的には歩行者専用化を目標に取り組んできました。

一方で、並行する都市計画道路である氷川緑道西通線（南区間）が、平成29年度末に開通予定であることから、氷川参道や周辺生活道路への交通環境の変化や影響も十分考えられます。

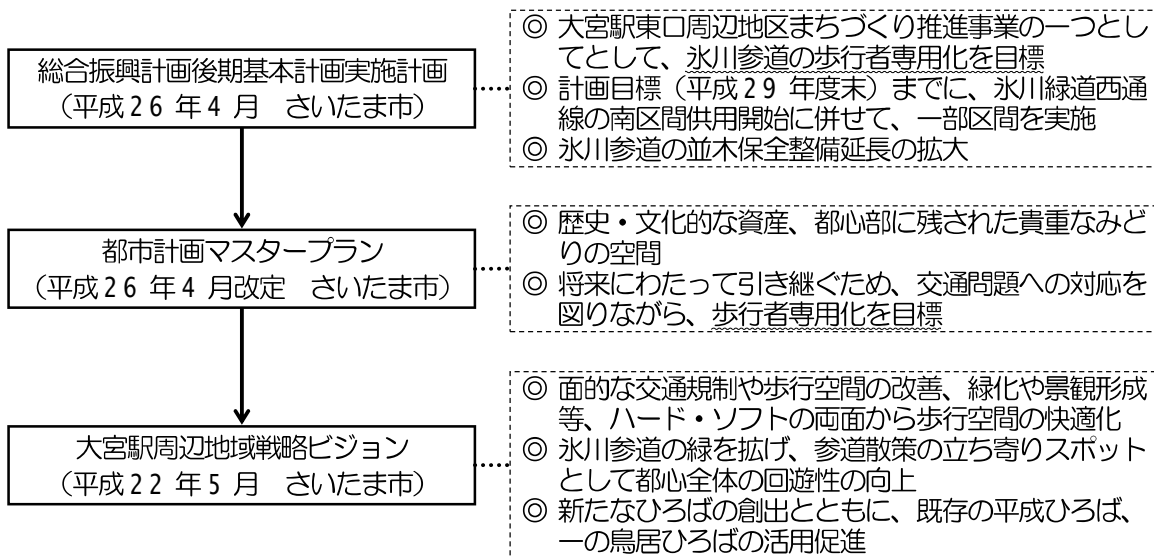
そのため、氷川参道は、緑の軸の維持を図るとともに、ひとが行き交いやすい安全・安心な空間づくりの実現に向けて、段階的・部分的に歩行者専用化が求められています。

2. 趣旨

段階的な歩行者専用化の実現に向けて、沿線自治会、地元まちづくり協議会、学識経験者、交通管理者・道路管理者と協働して、歩行者専用化に向けた課題を解決するとともに、あわせて実施すべき対策や改善案の検討を進めていきたいと考えております。

3. 氷川参道の位置づけ

上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン、大宮駅周辺地域戦略ビジョンにおける氷川参道の位置づけは以下の通りとなっている。



ii. 氷川参道を取り巻く状況

1. 氷川参道における交通対策のこれまでの取り組み

- ◎ 平成11年から氷川緑道及び周辺地区の交通計画に関する勉強会や検討協議会を通して、氷川参道の交通等に関して検討を進めています。
- ◎ 短期的な対策として「路上駐車車両の排除や歩車分離」、中長期的な方針として「歩行者専用化」を検討してきました。
- ◎ 短期的な取り組みとしては、一の鳥居～大宮中央通り線を対象に、交通社会実験等を通じて、段階的に歩車分離を本格実施しました。

開催日	対象区間	内容
平成7～	全区間	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな氷川参道の環境と景観の問題解決を目的とした「氷川の杜まちづくり協議会」の立ち上げ
平成11年～平成14年	全区間または中区間	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川緑道及び周辺地区の交通計画の策定を目的とした勉強会および検討協議会の立ち上げ ・交通に関するアンケート調査および交通実態調査（交通量や路上駐車台数）の実施 ・交通流シミュレーションおよび交通実験の実施等 ・アンケート調査より、地元住民は「歩行者専用化」、事業所は「現状の交通を受け入れながらの歩車共存」 ・短期的な対策（路上駐車車両の排除や歩車分離）と中長期的な方針として「歩行者専用化」を提案
中区間の歩車分離整備完了（平成14年5月）		
平成16年～平成18年	南区間 北区間	<ul style="list-style-type: none"> ・南区間の歩車分離に向けた課題と整備案と北区間の歩車分離整備の考え方の検討 ・アンケート調査および交通実態調査の実施 ・交通流シミュレーションおよび交通実験の実施等 ・中区間との連続性や安全な歩行空間の確保、祭事へ配慮した整備案を提案
南区間の歩車分離整備完了（平成19年3月）		
平成20年～平成21年	南区間 北区間	<ul style="list-style-type: none"> ・交通環境ワークショップの実施 ・北区間の歩車分離に向けた課題と整備案 ・歩行者・自転車・自動車の通行ルール検討 ・並木敷きの保護策の検討 等
北区間の歩車分離整備完了（平成21年7月）		
平成21年～平成25年	一の鳥居～大宮中央通線 平成ひろば	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川参道交通ミニシンポジウムおよび平成ひろばワークショップ開催 ・並木敷き保護策検討部会からの報告と提案 ・ポイ捨て防止条例の区域指定への提案 等

**平成29年3月末の氷川緑道西通線（南区間）の開通にあわせた
氷川参道の部分的な歩行者専用化**



図 1 一の鳥居～中央通線の位置図



工事前：違法駐車が多い参道



工事後：歩行者空間と車道が分離された参道

写真 1 歩車分離整備前後の様子

出典：氷川参道のまちづくりパンフレット（平成22年3月改訂 さいたま市）より

2. 氷川緑道西通線の開通

◎ 氷川参道西側の並行路線である氷川緑道西通線（2車線・18m）の南区間が事業実施中であり、平成29年度末の開通を目指しています。

◎ 整備の目的のひとつとして、氷川参道の歩行者専用道路化の推進が掲げられています。

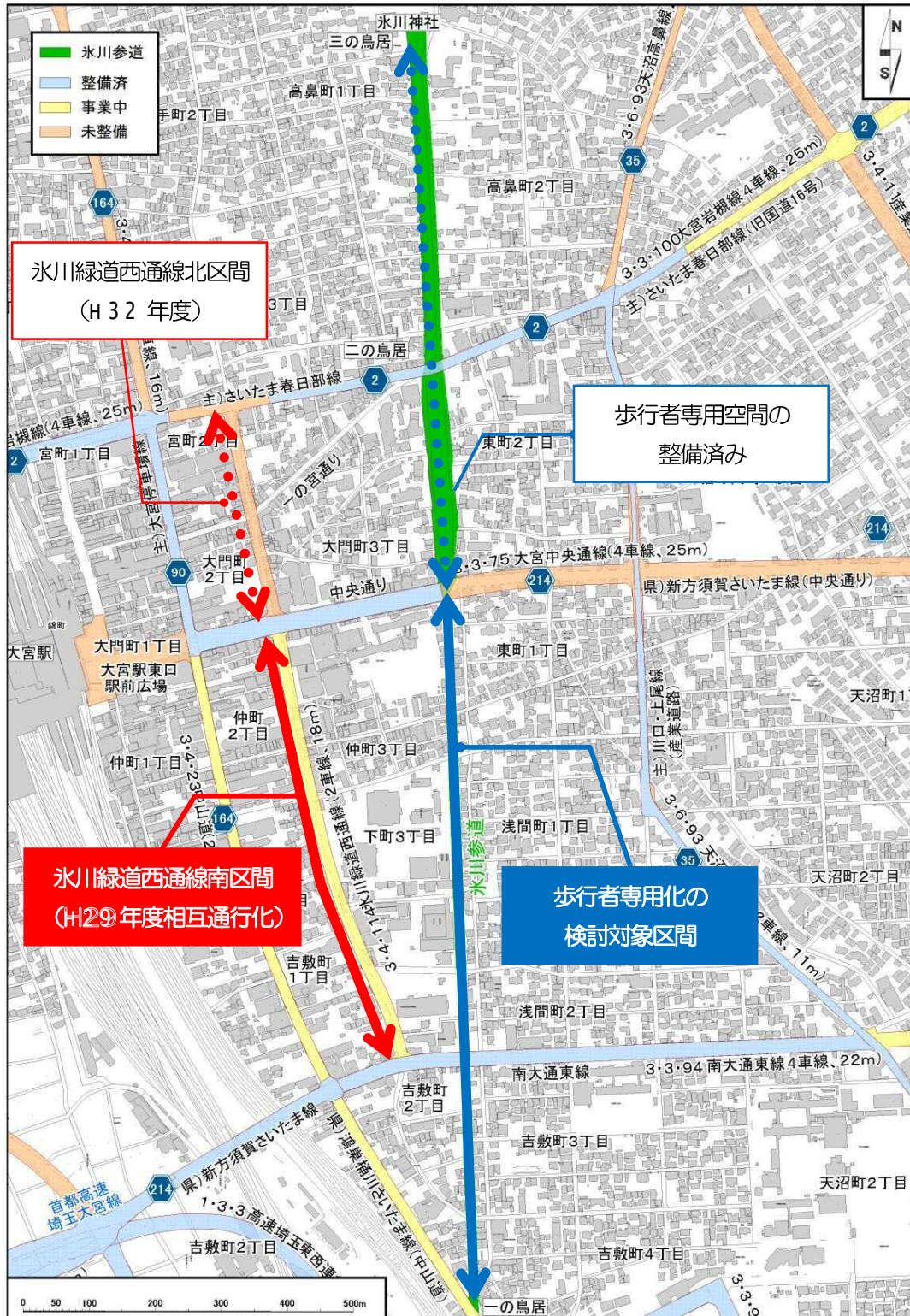


図2 氷川緑道西通線の位置

■氷川緑道西通線の概要	
道路整備の目的	① 中仙道を中心とした大宮駅東口周辺の渋滞緩和 ② 歩行者・自転車の安全で快適な空間を確保 ③ 電線類地中化により都市防災機能の強化や良好な都市景観を創出 ④ 氷川参道の歩行者専用道路化を推進
設計概要	延長：1010m（南区間 約670m、北区間 約310m） 幅員：180m（車道30m、自転車レーン15m、歩道45m） 車線数：2車線
標準断面	<p>歩道 自転車レーン 車道 車道 自転車レーン 歩道</p> <p>4,500 1,500 3,000</p> <p>9,000 18,000 (単位/mm)</p>
完成イメージ	

3. 交通規制の状況

- ◎ 氷川参道の一の鳥居～中央通りまで、北向き一方通行規制となっています。また、中央通りより北側は、双方向通行が可能となっています。
- ◎ 東町1丁目、浅間町1丁目・2丁目を含むエリアは、歩行者等の安全を確保するため、最高速度を時速30キロメートルに規制する「ゾーン30指定区域」となっています。

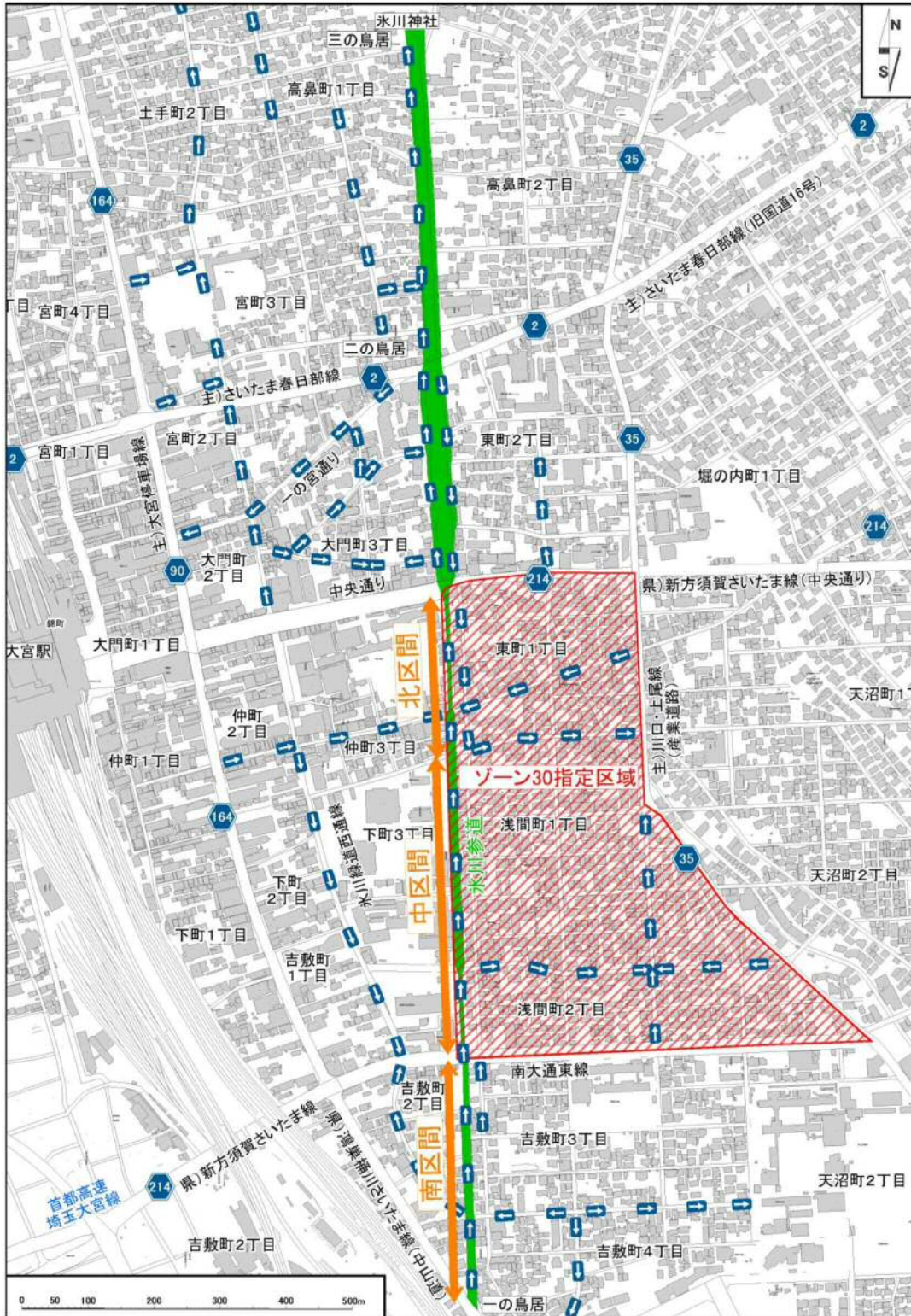


図3 交通規制状況図

iii. 氷川参道の区間別の状況

1. 区間の設定

氷川参道を主要交差点および信号設置個所に基づき、以下の通り区間を設定しました。

表 1 氷川参道の区間割の設定

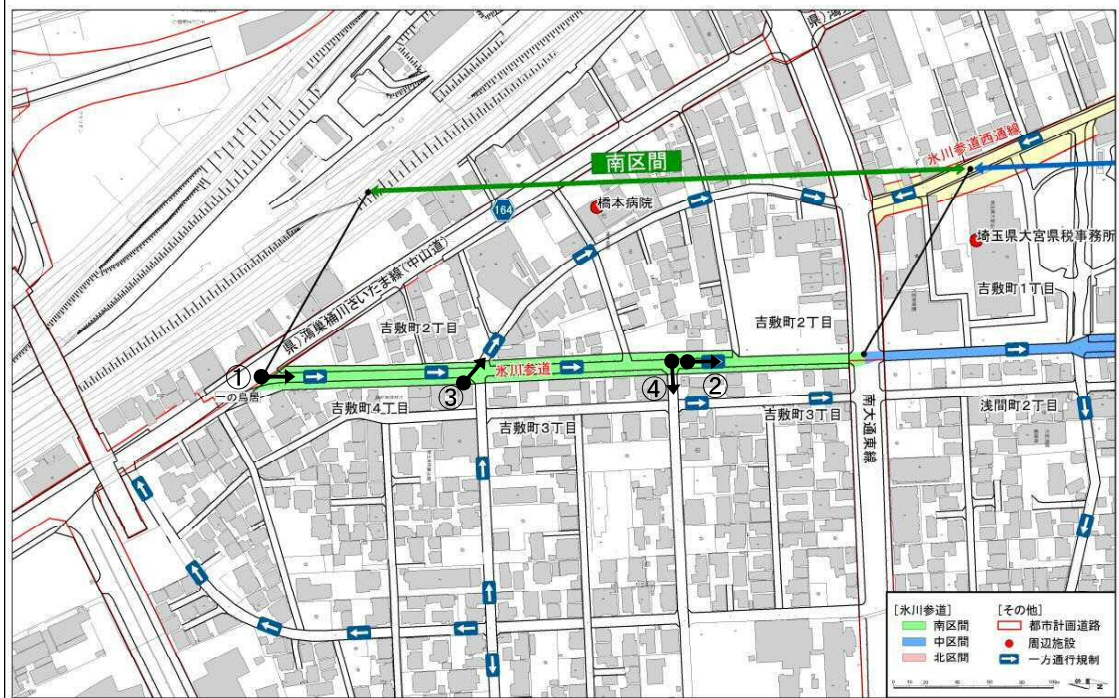
区間図	区間名	区間
	<p>歩行者専用空間の整備済み区間</p>	<p>◎三の鳥居 ～ 旧国道16号 ◎大宮図書館や平成ひろばが立地</p>
	<p>北区間 (約240m)</p>	<p>◎一灯点滅式信号機 ～ 中央通り ◎並行する氷川緑道西通線(南区間)がH29年度相互通行化 ◎大宮小学校が立地</p>
	<p>中区間 (約450m)</p>	<p>◎南大通東線 ～ 一灯点滅式信号機 ◎並行する氷川緑道西通線(南区間)がH29年度相互通行化 ◎区役所庁舎別館や県合同庁舎が立地</p>
	<p>南区間 (約360m)</p>	<p>◎中山道 ～ 南大通東線</p>

2. 区間別の状況

2.1 南区間：中山道 ~ 南大通東線

■南区間 [区間延長：約360 m 代表幅員：545 m]

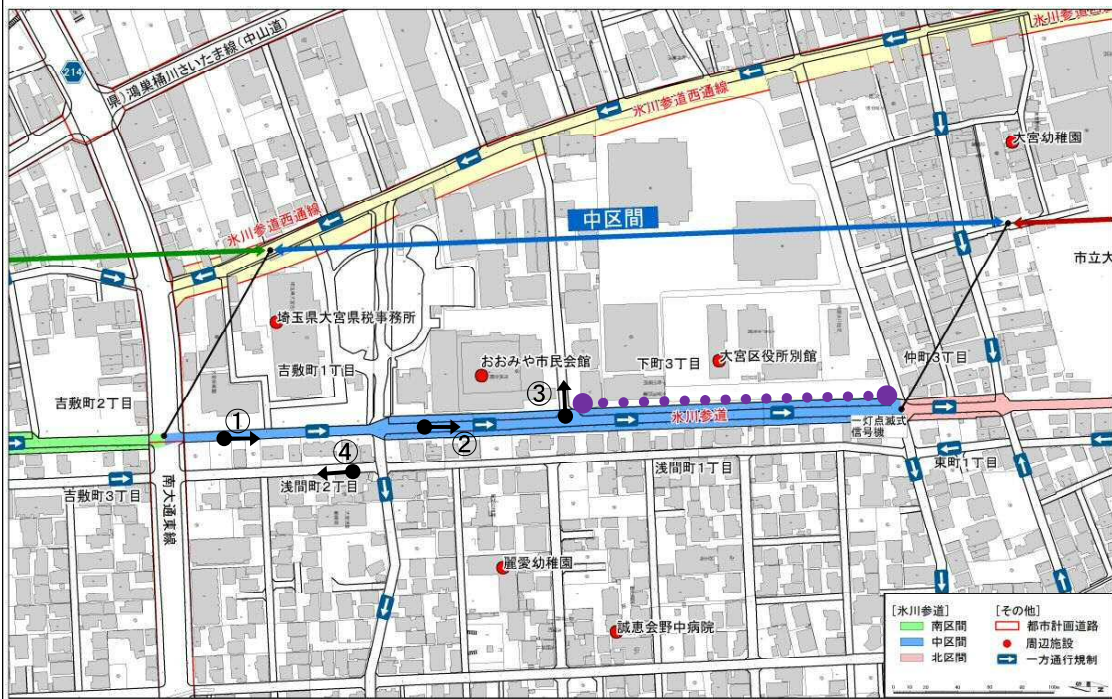
- ◎ 参道は南側から北側への一方通行。東側の並行路線も北側への一部が一方通行
- ◎ 住宅（専門・共同等）を中心に立地
- ◎ 歩行者専用化することにより、氷川参道に接続する路線の一部が行き止まり



2.2 中区間：南大通東線 ～ 一灯点減式信号機

■中区間 [区間延長：約450 m 代表幅員：545 m]

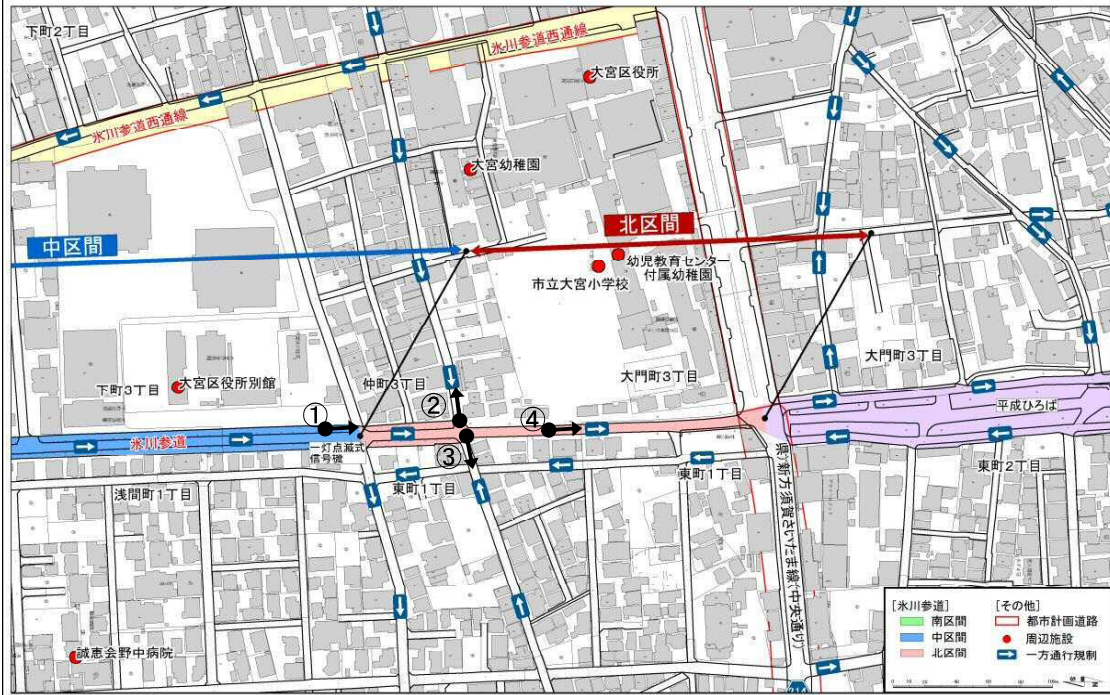
- ◎ 参道は南側から北側への一方通行。東側の並行路線は相互通行
- ◎ 住宅、官公庁施設、文教・厚生施設、商業施設が立地
- ◎ 大宮区役所の合同庁舎への移転予定あり
- ◎ 氷川緑道西通線（南区間）が平成29年度末に相互通行化



2.3 北区間：一灯点滅式信号機 ～ 中央通り

■北区間 [区間延長：約240 m 代表幅員：595 m]

- ◎ 参道は南側から北側への一方通行。東側の並行路線は逆方向の一方通行
- ◎ 住宅を中心に立地。その他に商業施設、文教・厚生施設も立地
- ◎ 歩行者専用化することにより、氷川参道に接続する路線の一部が行き止まり
- ◎ 氷川緑道西通線（南区間）が平成29年度末に相互通行化



3. 参道への接道状況

- ◎ 中央通り～一の鳥居までで、参道側に駐車場の入口を設けている施設は、全 12 施設となっています。
- ◎ 中区間については、平成 26 年度現在、駐車場の出入ができないように柵が設けられています。

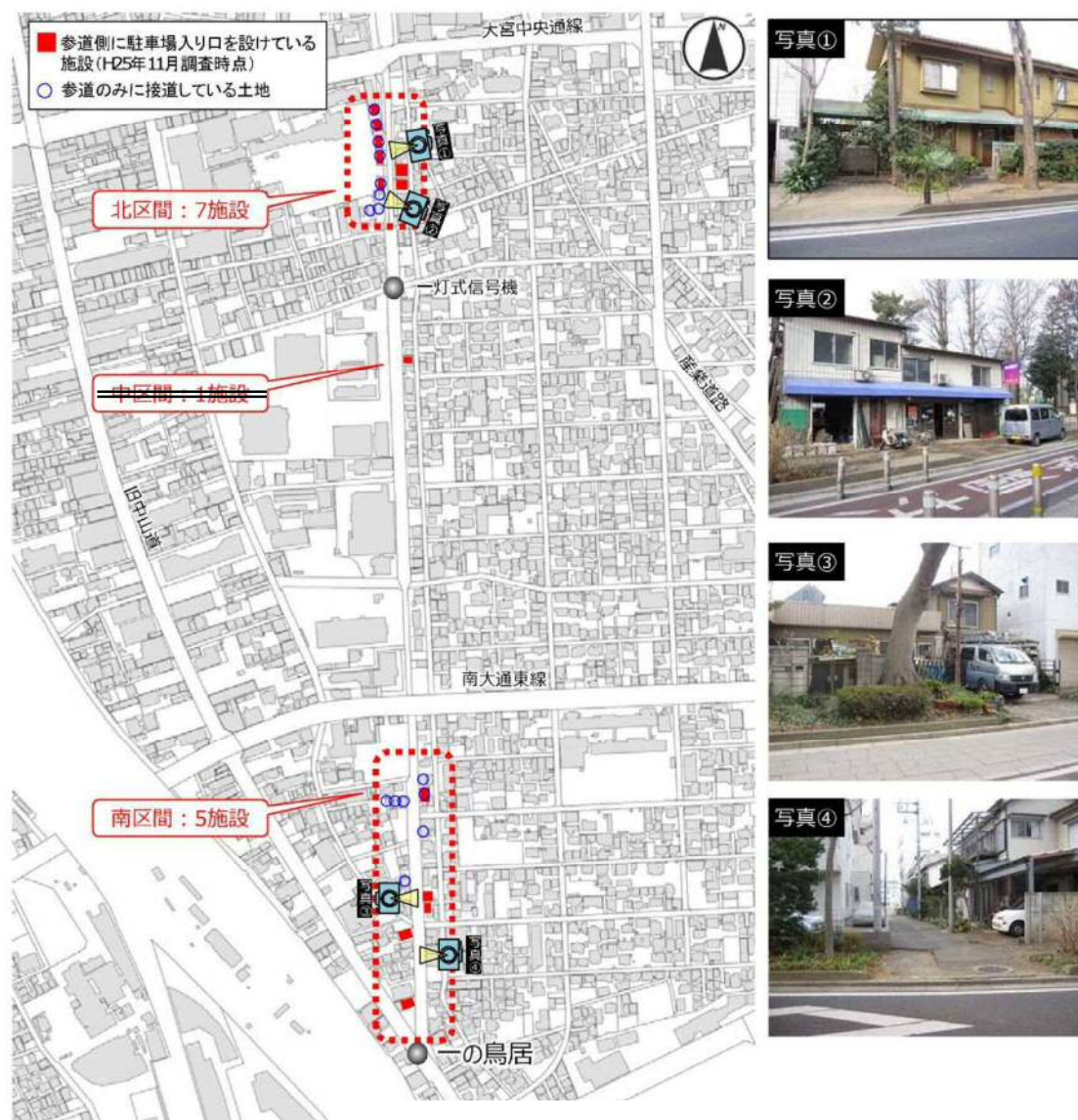


図 4 参道への接道状況

IV. 歩行者専用化に向けての検討事項

1. 前提条件と検討事項

氷川参道の歩行者専用化は、利用環境の変化や周辺へ影響を及ぼす可能性が考えられます。また、並行する氷川緑道西通線（南区間）の平成 29 年度末の開通により、自動車交通の転換が期待されるため、氷川参道の歩行者専用化を同時に進めることが効果的だと考えられます。

そのため、氷川参道の歩行者専用化に向けて検討すべき事項を整理し、本協議会で課題解決に向けて、実施すべき対策や改善案を検討します。

【歩行者専用化の前提条件】

- ◎ 歩行者専用の空間を目指すか、緊急車両の通行は可能とします。
- ◎ 拡幅などの現状の道路空間を大きく変えるような整備は行いません。

【歩行者専用化に伴う検討事項】

- ① 自転車の扱いをどうするのか
（例）自転車を降りて手押しの場合のみ、歩行者として通行可とする、
自動車等の通行は出来ないが、自転車を原則通行可とする など
- ② 沿道住民の車両通行をどうするのか
（例）参道にのみ接道している建物を対象とした許可車両制度の導入 など
- ③ 沿道店舗の荷捌きをどうするのか
（例）許可車両制度の導入、路外の荷捌き場のあり方検討 など
- ④ 参道を横断する道路はどうか
（例）車両による参道の横断の可否 など
- ⑤ 車止めや道路のしつらえをどうするのか
（例）設置済みの車止めの廃止、歩行者専用化区間の起点終点の車止めの設置
舗装の変更や維持 など
- ⑥ 周辺への交通の影響をどうするのか
（例）氷川参道の東側の並行路線への影響、交通規制のあり方 など
- ⑦ 歩行者専用化の実施区間の考え方
（例）北区間～南区間まで全線同時に実施、北区間と中区間を同時に実施、
各区間を個別に実施 など

2. 先行実施区間の検討

氷川参道の歩行者専用化に向けては、歩車分離時と同様に、部分的・段階的に社会実験および本格実施を進めていくことにより、周辺住民や参道利用者の理解を深めていく必要があります。

[段階的な歩行者専用化に向けた視点]

■視点1：平成29年度末に開通予定の氷川緑道西通線（南区間）の並行区間

- ⇒歩行者専用化実験または本格運用時の代替路線の確保が可能である。
- ⇒平成29年度末の氷川緑道西通線（南区間）の開通と同時に短期的に実施が可能である。

■視点2：接続道路への交通運用面での影響も少ない区間

- ⇒歩行者専用化実験または本格運用時に、氷川参道へ接続する道路や沿道の建物への影響を最小にする。

	北区間	中区間	南区間
[視点1] 代替路線	● 氷川緑道西通線 （南区間）開通	● 氷川緑道西通線 （南区間）開通	◎代替路線なし ⇒中山道への誘導方法 検討
[視点2] 交通面の 影響	◎参道にのみ接道する 用地複数あり ⇒許可車両のあり方検 討 ◎歩行者専用化に伴い 行き止まりになる路 線あり ⇒一方通行規制の運用 の変更 ◎店舗が複数立地 ⇒荷捌き車両の運用方 法の検討	● 参道西側は全て公共 用地 ● 参道にのみ接道して いる用地なし ● 歩行者専用化に伴い 行き止まりになる路 線ほぼなし ◎店舗が複数立地 ⇒荷捌き車両の運用方 法の検討	◎参道にのみ接道する 用地多数あり ⇒許可車両のあり方検 討 ◎歩行者専用化に伴い 行き止まりになる路 線複数あり ⇒一方通行規制の運用 の変更 ◎沿道に大規模マンシ ョン立地

青字：メリット 赤字：デメリット

V. 今後の進め方

平成26年度の検討協議会および平成27年度以降のスケジュール案を以下のように考えます。

表 2 平成26年度のスケジュール案

開催日	内容
平成26年12月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 検討協議会の立ち上げ 氷川参道を取り巻く状況説明 歩行者専用化に向けての検討 今後の進め方
平成27年2月予定	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者専用化による周辺への影響の検討 次年度以降の進め方

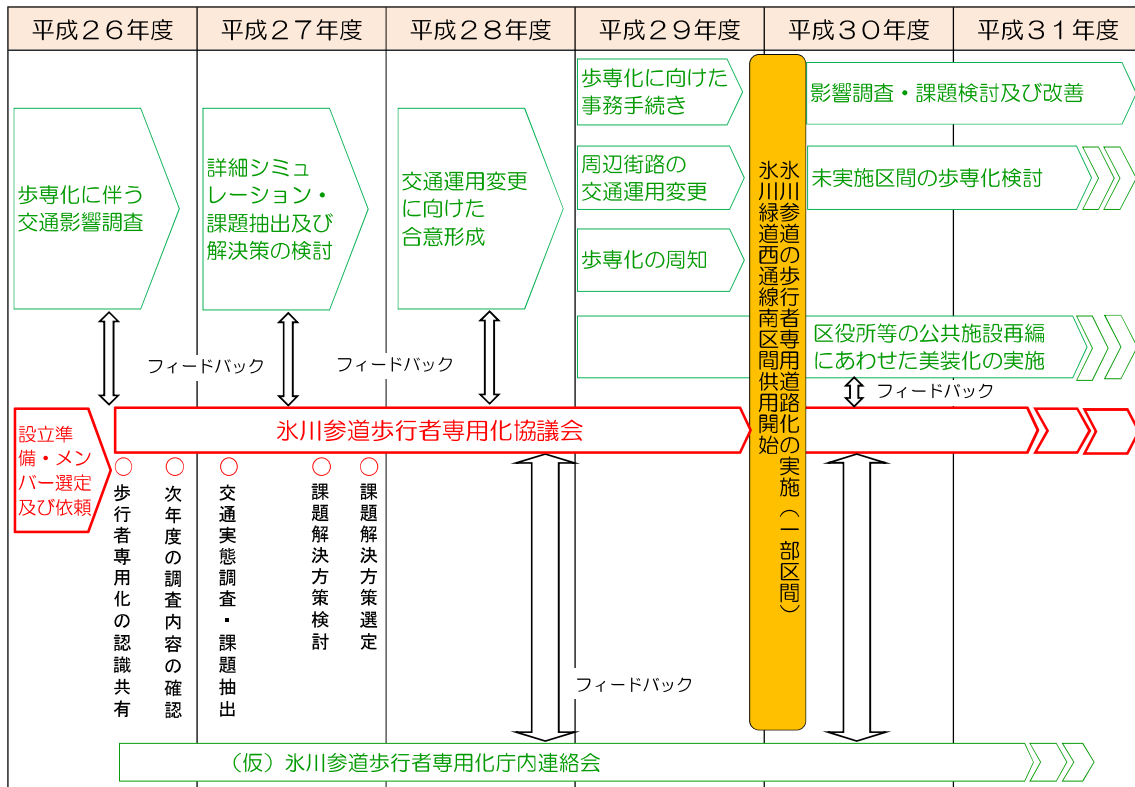


図 5 次年度以降の進め方案